

明治学院大学オープンアクセス方針

2026 年 6 月 17 日大学評議会承認

(趣旨)

1. 明治学院大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教員等（以下「教員等」という。）によって得られた研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を実現することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たし、開かれた大学として社会貢献を果たすものとする。この理念のもとに、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(学術研究成果の公開)

2. 教員等は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下「研究成果」という。）を、本学において運用する学術機関リポジトリ「明治学院大学機関リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）、その他該当研究成果の著者が選択する方法によって公開することが望ましい。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由、教員等または本学の判断によりリポジトリ等による公開が不適切であるとみなされた場合、当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果には、本方針は適用しない。

(電子データの提出とリポジトリへの登録)

5. リポジトリへの登録により公開する場合、教員等はできるだけ速やかに適切な版を本学に提供する。リポジトリの登録、公開等リポジトリに関する事項は「明治学院大学機関リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間において協議して定める。

(付則)

- ・ 本方針は、2026 年 1 月 1 日に遡及して施行する。